

# 土岐市温泉活用型健康増進施設バーデンパークSOGI 今後のあり方検討・調査業務 仕様書

## 1 業務名称

土岐市温泉活用型健康増進施設バーデンパークSOGI今後のあり方検討・調査業務

## 2 目的

本業務は、土岐市温泉活用型健康増進施設バーデンパークSOGI（以下「施設」という。）の今後のあり方検討および有効活用を図るため、施設による地域の魅力の向上や需要予測に基づく民間活力の導入可能性等について調査を行い、施設および地域の特性を考慮した今後のあり方を検討するための資料等を作成することを目的とする。

## 3 対象地及び対象施設

名称	土岐市温泉活用型健康増進施設バーデンパーク SOGI
所在地	岐阜県土岐市曾木町1300番地の1
敷地面積	16,299.11 m <sup>2</sup>
延床面積	2,537.33 m <sup>2</sup>

※別紙「業務対象地の概要」も参照のこと

## 4 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

## 5 業務内容

本業務では、売却や民営化などを含む、施設の今後のあり方に関する調査・検討を実施する。

### （1）業務計画書の作成

本業務が円滑に遂行できるよう必要な資料の収集整理を行うとともに、業務の実施体制、実施内容、連絡先、業務スケジュール等をまとめ、業務計画書を作成する。

### （2）現状の把握及び制約条件の整理

#### ① 対象地及び敷地条件の整理

対象地に関する都市計画法、地区計画、建築基準法等の土地利用規制、道路、上下水道等のインフラ整備状況、災害リスク、周知の埋蔵文化財包蔵地、土地利用等について整理する。

### （3）サウンディング型市場調査の実施

#### ① 現地説明会の立ち合い

市にて開催する現地説明会への立ち合い及び説明資料の作成の支援を行う。

## ② 個別対話

民間事業者の事業参画意向や、導入可能な民間機能・規模、事業スキームへの意見等を把握し、本事業の導入機能や事業スキームの参考とするため、類似実績を有する事業者及び本事業に関心を示すと想定される民間事業者に対して、個別対話を行う。なお、個別対話は非公開とし、少なくとも3社以上実施すること。

## ③ 調査結果のとりまとめ

調査結果のとりまとめを行う。

## (4) サウンディング型市場調査等を踏まえた今後の事業方針の整理

サウンディング型市場調査等を踏まえ、民間活力導入の可能性がある事業内容、想定される事業の条件等抽出し、今後の方針について整理する。

## (5) 打ち合わせ協議

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況に合わせて適宜打ち合わせを実施し、議事録を作成する。

## (6) 業務進捗報告（中間報告）

本業務に係る進捗報告を本市が指定する形で行うこと。中間報告として、令和9年1月末に検討結果の概要を整理し、資料を作成した上で報告を行うこと。

## 6 業務体制

本業務に関する専門知識や経験を有した人員体制が構築され、市からの質疑や相談等に対応できる業務体制を確保すること。

## 7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

1：業務報告書 2部（A4簡易正本）

2：上記電子データ

PDF及び元となるデータ（Excel、Word等 Microsoft Officeで閲覧可能なもの）

## 8 本業務実施にあたっての留意事項

### (1) 疑義

本仕様書に記述のない事項及び解釈に疑義を生じた場合の取扱いについては、市と協議のうえ、定めるものとする。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は業務の処理を第三者に一括して委託し、または請け負わせてはならない。ただし、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (3) 秘密保持

受託者は、業務執行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。これは契約期間満了後においても同様とする。また、受託者は本業務に係る資料及び結果を発注者が指示する目的以外に使用、または第三者へ提供してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(6) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要となる受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

(7) 成果品等の帰属

本業務により作成した成果品及びその過程のデータの所有権は、土岐市に帰属するものとする。受託者は、土岐市の承諾なく成果品及びその過程データを他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。